

厚生労働省発職第0824002号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

別紙「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成18年8月24日

厚生労働大臣 川崎 二郎

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針の一部を改正する告示案要綱

第一 現状分析に係る内容の更新

最近における社会・経済情勢の変化や経営及び雇用に関する中小企業の現状を踏まえ、内容を更新すること。（指針前文及び指針第一関係）

第二 中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置の内容の追加等

一 教育訓練の充実に係る措置の内容の追加（指針第二の六関係）

(一) 基本的方向として、中小企業者が、青少年の育成に資する実践的な能力開発並びに労働者がその習得に相当の期間を要する熟練した技能及びこれに関する知識（以下「熟練技能等」という。）の効果的かつ効率的な習得に資する能力開発を行うことを追加すること。

(二) 中小企業者が講ずることが望ましい措置として、次に掲げる措置を追加すること。

イ 熟練技能等の習得のために、熟練技能等を有する労働者が担当する職業訓練の実施、熟練技能等に関する情報を体系的に管理し労働者に提供すること等労働者が熟練技能等を効果的かつ効率的に習得することができるようにするための援助の実施

ロ 青少年の実践的な能力開発に資する次に掲げる措置

実習併用職業訓練の実施

(i) 事業協同組合等による集合研修への参加

(ii) 職業訓練と組み合わせた効果的なキャリア・コンサルティングの実施

(三) 事業協同組合等が講ずることが望ましい措置として、個別の中小企業者が実習併用職業訓練を実施する場合の当該実習併用職業訓練に係るカリキュラムの策定並びに実習併用職業訓練により習得された技能及びこれに関する知識の評価の方法に関する相談及び援助を追加すること。

二 その他の雇用管理の改善に係る措置の内容の追加（指針第二の七関係）

(一) 基本的方向として、中小企業者が、円滑な技能継承に伴い必要となる雇用管理の改善を進めること及び青少年の職場定着を図ることを追加すること。

(二) 中小企業者が技能継承を円滑に進めるため、その受け手となる若年労働者が将来にわたって生きがいを持って働けるようにするための雇用管理制度の構築を図ることが望ましいこととする。

(三) 職業生活の将来設計モデルの明確化及び職場の活性化を図るため、中小企業者が講ずることが望ましい措置として、キャリア・コンサルティングの定期的な実施を追加すること。

(四) 高年齢者及びパートタイム労働者の活用や能力発揮を促進するため、中小企業者が講ずることが望ましい措置として、高年齢者雇用確保措置に加え、可能な限り早い時期に六十五歳まで

の安定した雇用を図るための措置を追加すること。

(五) 採用した青少年を職場に定着させるため、中小企業者が講ずることが望ましい措置として、次に掲げる措置を追加すること。

イ 募集・採用段階において、業務内容に関する情報のみならず育成方針や教育訓練内容に関する情報についても提供するなど、青少年の入社前後のギャップを少なくするための措置

ロ 若年労働者のメンタルヘル스에配慮した相談体制の整備

ハ キャリアパスの明示、目標管理制度、教育訓練等の若年労働者の成長を促進する取組

第三 その他

一 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 この告示案は、平成十八年十月一日から適用すること。